

足立区立小・中学校給食調理業務委託業者選考基準

(目的)

第1条 この基準は、足立区立小・中学校における学校給食を円滑に運営するため、学校給食調理業務民間委託業者（以下「給食調理業者」という。）を選考し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第2項及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条に規定する指名競争入札に必要な給食調理業者情報を契約課へ提供するに当たり、必要な事項を定めることを目的とする。

(立地条件)

第2条 給食調理業者は、原則として東京都内に本社又は営業所を有するものとする。

(経営内容)

第3条 給食調理業者は、次の経営規模及び信用状況を有するものとする。

- (1) 資本金若しくは出資金が200万円以上又は集団給食業としての年間営業実績が2億円以上であること。
- (2) 相当数の従業員を有し、常時営業を継続していること。
- (3) 会社経歴及び経営状態が正常かつ良好であること。
- (4) 広範囲にわたって確実な取引先を有していること。
- (5) 食品に関する関係諸法規が遵守されていること。
- (6) 引き続いて5年以上、集団給食事業を営んでいること。
- (7) 納税義務が履行されていること。
- (8) 学校給食に深い理解を有し、協力的であること。
- (9) 学校給食事業に関して給食調理業者の過失により、過去1年間に食中毒等の事故を起こしたことがないこと。

(安全衛生管理)

第4条 給食調理業者は、次の安全衛生管理に関する条件を満たすものとする。

- (1) 学校給食に関する安全衛生管理について、十分な能力を有していること。
- (2) 従業員に対する食品の安全衛生管理に関する教育が徹底していること。
- (3) 従業員の健康管理が十分行われていること。

(業務履行能力)

第5条 給食調理業者は、次の業務履行に関する条件を満たすものとする。

- (1) 足立区が定める足立区立小・中学校学校給食調理業務委託仕様書による業務を継続して安定的に履行する能力を有していること。
- (2) 突発的な事故等に対し、十分に対応できる態勢能力を有していること。
- (3) 受託する各学校における調理従事者の2名以上は正社員とし、その中から調理師又は栄養士の資格を持つ業務責任者及び業務副責任者を置くこと。この場合において、業務責任者については学校給食調理業務に3年以上の、業務副責任者については同業務に1年以上の経験を有する者とする。

(契約の方法)

第6条 契約の方法については、足立区長期継続契約を締結する事が出来る契約を定める条例（平成22年足立区条例第38号）第2条第2号及び足立区長期継続契約を締結することができる契約を定める条例施行規則（平成22年足立区規則第70号。以下「規則」という。）第2条第2項第10号の規定に基づき、長期継続契約とする。

2 前項の規定にかかわらず、現に足立区立小・中学校における給食調理業者であり、随意契約による契約更新が5回に満たない場合で成績優秀な給食調理業者に限り、5回に達するまで随意契約による契約更新をすることができる。ただし、学校統廃合等の特別な事情がある場合は、この限りでない。

3 指名競争入札を実施する場合は、足立区立小・中学校の運営に支障をきたさないように給食調理業者の開始準備期間を考慮するよう努めることとする。

（契約期間）

第6条の2 前条第1項に規定する契約の契約期間の上限は、規則第3条第2号に基づき3年間とする。

（給食調理業者情報）

第7条 契約課に提供する指名競争入札に必要な給食調理業者情報は、足立区学校給食調理業務民間委託業者選考委員会設置要綱第1条の規定により設置される足立区学校給食調理業務民間委託業者選考委員会（以下「選考委員会」という。）において、第2条から第5条までに規定する基準及び次の各号に掲げる場合に应じ、当該各号に規定する基準に該当するかどうか審査し、決定されることとする。

（1）既に足立区立小・中学校を受託している給食調理業者である場合 履行成績が優秀であること。

（2）選考時点において、足立区立小・中学校を受託していない給食調理業者である場合 別に定める評価基準による評価の合計点が満点の6割以上であること。ただし、当該給食調理業者が過去5年間において足立区立小・中学校を受託したことがある場合にあっては、当該受託期間における履行成績を考慮するものとする。

（疑義の解釈）

第8条 第2条から第5条まで及び第7条に規定する基準の解釈に疑義が生じた場合は、選考委員会にて協議のうえ決定することとする。

付 則

この基準は、平成17年9月1日から施行する。

付 則

この基準は、平成18年11月10日から施行する。

付 則

この基準は、平成19年12月1日から施行する。

付 則（25足教学学発第2150号 平成25年11月22日学校教育部長決定）

この基準は、平成25年11月22日から施行する。

付 則（31足教学学発第1823 令和元年9月12日学校運営部長決定）

この基準は、決定の日から施行する。

付 則（２足教学学発第４４００号 令和３年３月２９日学校運営部長決定）
この基準は、決定の日から施行する。

付 則（３足教学学発第４５６９号 令和４年３月３１日学校運営部長決定）
この基準は、決定の日から施行する。